

○鹿児島大学災害ボランティア活動支援事業実施要項

平成23年11月24日

学長裁定

(目的)

第1 この要項は、自然災害により被災した地域の救援・復旧のためのボランティア活動に参加する鹿児島大学(以下「本学」という。)学生に対する経済的支援を行うことにより、鹿児島大学学生憲章に則った進取の精神を涵養し、もって本学におけるボランティア活動の啓発・普及に資することを目的とする。

(支援対象者)

第2 経済的支援の対象者は、本学の学部学生及び大学院学生(外国人留学生を含む。)とし、被災した地域においてボランティア活動に従事する者とする。

(申請)

第3 経済的支援を希望する者は、原則として出発日の10日前までにボランティア登録・活動届出書兼経済的支援申請書(別記様式第1号)を鹿児島大学ボランティア支援センター(以下「センター」という。)を経由して学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により所定の期日までに申請できなかった場合は、出発日が確定した時点又は活動終了後速やかに申請することができるものとする。

(受給者の決定)

第4 学長は、第3の申請があったときは、センター運営会議の議を経て受給者を決定するものとする。

(支援額)

第5 支援額は、原則として別表のとおりとする。ただし、帰省中の学生が、同一県内でボランティア活動に参加する場合は、原則として「鹿児島県本土」の区分で支給するものとする。

(報告)

第6 ボランティア活動を終了した学生は、速やかに災害ボランティア活動報告・証明書(別記様式第2号)をセンターを経由して学長に提出しなければならない。

(事務)

第7 災害ボランティア活動支援事業に関する事務は、学生部学生生活課において処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、災害ボランティア活動支援事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年11月24日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年8月5日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

別表(第5関係)

活動先(地域)	支援額
北海道・東北	30,000円
関東・甲信越	20,000円
東海・北陸・近畿	15,000円
中国・四国・九州(鹿児島県を除く)	10,000円
沖縄・鹿児島県の奄美以南の離島	15,000円
鹿児島県の上記を除く離島	10,000円
鹿児島県本土	3,000円